

## 6 下水道の整備の状況

下水道の整備率については、表 5.2.6- 1 に示すとおりであり、名古屋市全体が約 98%、港区が約 90%、南陽学区（図 5.2.5- 1 を参照）が約 50%となっている。南陽学区は学区の大半が市街化調整区域であり、下水道整備が未実施であるため、下水道整備率は低くなっている。なお、事業実施区域では、下水道は整備されていない。

表 5.2.6- 1 下水道の整備率

（平成 16 年度末現在）

| 区 域       | 名古屋市  | 港 区   | 南陽学区  |
|-----------|-------|-------|-------|
| 下水道整備率(%) | 約 98% | 約 90% | 約 50% |

注 1) 下水道整備率＝処理区域内人口／行政人口×100

2) 南陽学区には市街化調整区域を含める。

出典：名古屋市調べ

## 7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

### (1) 環境基本法に基づく環境基準の指定状況

#### ア 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）等に基づく大気の汚染に係る環境基準は、表 5.2.7- 1 に示すとおりである。

表 5.2.7- 1 大気汚染に係る環境基準

| 物質名                        | 環境基準                                                                                                                          | 評価方法                                                                                                                                        |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ )    | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。<br>(昭和 48 年 5 月 16 日環境庁告示第 35 号)                                       | 年間にわたる 1 日平均値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下であること。<br>ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。                                       |
| 二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ )    | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。<br>(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)                                        | 年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98 % に相当する値が、0.06ppm 以下であること。                                                                                        |
| 一酸化炭素 ( $\text{CO}$ )      | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。<br>(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)                                  | 年間にわたる 1 日平均値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 10 ppm 以下であること。<br>ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。                                          |
| 浮遊粒子状物質 (SPM)              | 1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。<br>(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号) | 年間にわたる 1 日平均値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。<br>ただし、1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 |
| 光化学オキシダント ( $\text{O}_x$ ) | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。<br>(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)                                                                       | 年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。<br>ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する。                                                                             |
| ベンゼン                       | 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。<br>(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号)                                                      | 同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。                                                                                                           |
| トリクロロエチレン                  | 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。<br>(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号)                                                        |                                                                                                                                             |
| テトラクロロエチレン                 | 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。<br>(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号)                                                        |                                                                                                                                             |
| ジクロロメタン                    | 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。<br>(平成 13 年 4 月 20 日環境省告示第 30 号)                                                    |                                                                                                                                             |
| ダイオキシン類                    | 年間平均値が $0.6\text{pg}-\text{TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。<br>(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)                                        | 同一地点における 1 年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。                                                                                                      |

出典：「平成 17 年版 環境白書(資料編)」(愛知県)より作成

#### イ 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、表 5.2.7- 2 に示すとおりである。

また、事業実施区域及びその周辺の騒音に係る環境基準の地域類型指定状況は、図 5.2.7- 1 に示すとおりであり、事業実施区域の北側では一部が A 類型となっている。

表 5.2.7- 2(1) 騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

| 地域の区分及び類型 |    | 道路に面する地域以外の地域 |         |         | 道路に面する地域                      |                                                       | 特 例                 |
|-----------|----|---------------|---------|---------|-------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------|
|           |    | A A           | A 及び B  | C       | A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 幹線交通を担う道路に近接する空間    |
| 基準値       | 昼間 | 50dB 以下       | 55dB 以下 | 60dB 以下 | 60dB 以下                       | 65dB 以下                                               | 70dB 以下<br>※45dB 以下 |
|           | 夜間 | 40dB 以下       | 45dB 以下 | 50dB 以下 | 55dB 以下                       | 60dB 以下                                               | 65dB 以下<br>※40dB 以下 |

## 備考 1. 地域の類型

A A : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A : 専ら住居の用に供される地域

B : 主として住居の用に供される地域

C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

## 2. 時間の区分

昼間：午前 6 時から午後 10 時まで

夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

## 3. ※は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めて生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。）

## 4. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

注 1) 等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) は、変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値のことで、住民反応との対応が良好で国際的に最も広く採用されている。

## 2) 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うこととされた。

## ・道路に面する地域以外の地域

原則として、一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価

## ・道路に面する地域

原則として、一定の地域ごとに当該地域内全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価

## 3) 道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として別に基準値が定められるとともに、屋内へ透過する騒音に係る基準値が示された。

出典：「平成 17 年版 環境白書(資料編)」(愛知県)より作成

表 5.2.7- 2(2) 騒音に係る環境基準の地域の類型

平成 11 年 3 月 26 日 愛知県告示第 261 号

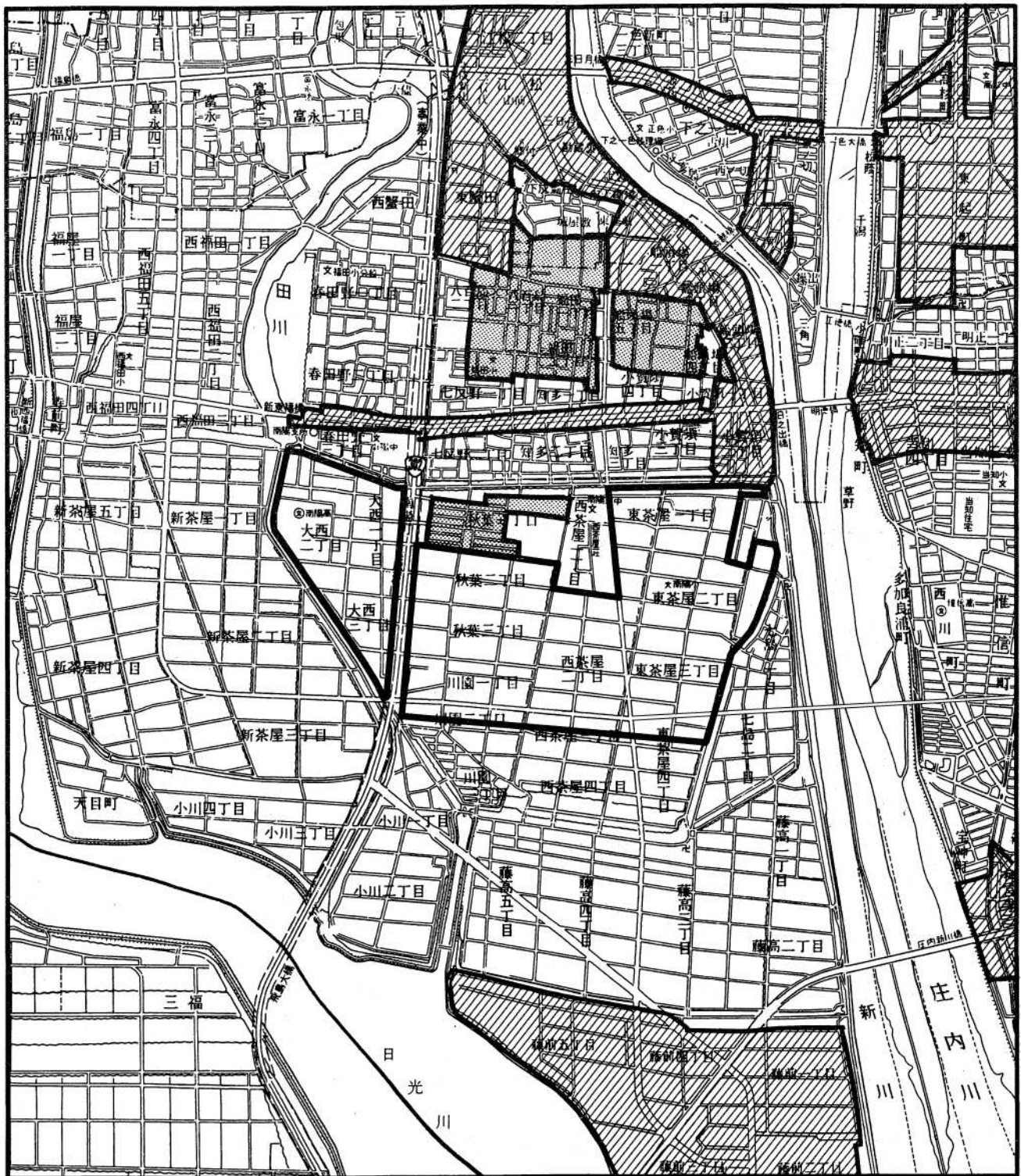
| 地域の類型 | 該当地域                                                       |
|-------|------------------------------------------------------------|
| A     | 第一種低層住居専用地域<br>第二種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域 |
| B     | 第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域<br>都市計画区域で用途地域の定められていない地域      |
| C     | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域                            |

出典：「平成 17 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市）より作成

表 5.2.7- 2(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の定義

| 道路及び空間の区分                      | 道路の種類及び範囲                                          |     |
|--------------------------------|----------------------------------------------------|-----|
| 幹線交通を担う道路                      | 高速自動車国道<br>一般国道<br>都道府県道<br>4 車線以上の市町村道<br>自動車専用道路 |     |
| 近接する空間<br>(幹線交通を担う道路の道路端からの範囲) | 2 車線以下の道路                                          | 15m |
|                                | 2 車線を超える道路                                         | 20m |

出典：「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 12 年 4 月 環境庁）



凡 例

○ 事業実施区域

■ A類型

□ B類型

▨ C類型



0 1:25,000 1km

図 5.2.7- 1 騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

「名古屋都市計画区域図」(財団法人名古屋都市整備公社 平成15年8月発行)より作成

ウ 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法等に基づく水質汚濁に係る環境基準は、表 5.2.7- 3 に示すとおりである。

また、事業実施区域及びその周辺の公共用水域における類型の指定状況は、表 5.2.7- 4、図 5.2.7- 2 に示すとおりであり、庄内川はD類型、日光川と新川はE類型に指定されている。

表 5.2.7- 3(1) 水質汚濁に係る環境基準

(人の健康の保護に関する環境基準)

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

| 項 目 名           | 基 準 値                              |
|-----------------|------------------------------------|
| カドミウム           | 0.01mg/L 以下                        |
| 全シアン            | 検出されないこと                           |
| 鉛               | 0.01mg/L 以下                        |
| 六価クロム           | 0.05mg/L 以下                        |
| 砒素              | 0.01mg/L 以下                        |
| 総水銀             | 0.0005mg/L 以下                      |
| アルキル水銀          | 検出されないこと                           |
| P C B           | 検出されないこと                           |
| ジクロロメタン         | 0.02mg/L 以下                        |
| 四塩化炭素           | 0.002mg/L 以下                       |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L 以下                       |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.02mg/L 以下                        |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下                        |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1mg/L 以下                           |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006mg/L 以下                       |
| トリクロロエチレン       | 0.03mg/L 以下                        |
| テトラクロロエチレン      | 0.01mg/L 以下                        |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/L 以下                       |
| チウラム            | 0.006mg/L 以下                       |
| シマジン            | 0.003mg/L 以下                       |
| チオベンカルブ         | 0.02mg/L 以下                        |
| ベンゼン            | 0.01mg/L 以下                        |
| セレン             | 0.01mg/L 以下                        |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10mg/L 以下                          |
| ふっ素             | 0.8mg/L 以下                         |
| ほう素             | 1mg/L 以下                           |
| ダイオキシン類         | 1 pg-TEQ/L (水底の底質 150 pg-TEQ/g) 以下 |

注 1) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2) ダイオキシン類は、水質については平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、水底の底質については平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号による。

出典：「平成 17 年版 環境白書」（愛知県）より作成

表 5.2.7- 3(2) 水質汚濁に係る環境基準  
(生活環境の保全に関する環境基準)

河川（湖沼を除く）

ア

| 類型                                                                                                             | 利用目的の<br>適 応 性                          | 基 準 値                |                         |                     |               |                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------|-------------------------|---------------------|---------------|--------------------------|
|                                                                                                                |                                         | 水素イオン<br>濃 度<br>(pH) | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>量 (SS)      | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数                    |
| AA                                                                                                             | 水道 1 級<br>自然環境保全<br>及びA以下の欄<br>に掲げるもの   | 6.5 以上<br>8.5 以下     | 1mg/L 以下                | 25mg/L 以下           | 7.5mg/L 以上    | 50MPN<br>/100ml<br>以下    |
| A                                                                                                              | 水道 2 級<br>水産 1 級<br>水浴及びB以下<br>の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下     | 2mg/L 以下                | 25mg/L 以下           | 7.5mg/L 以上    | 1,000MPN<br>/100ml<br>以下 |
| B                                                                                                              | 水道 3 級<br>水産 2 級<br>及びC以下の欄<br>に掲げるもの   | 6.5 以上<br>8.5 以下     | 3mg/L 以下                | 25mg/L 以下           | 5mg/L 以上      | 5,000MPN<br>/100ml<br>以下 |
| C                                                                                                              | 水産 3 級<br>工業用水 1 級<br>及びD以下の欄<br>に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下     | 5mg/L 以下                | 50mg/L 以下           | 5mg/L 以上      | —                        |
| D                                                                                                              | 工業用水 2 級<br>農業用水及びE<br>の欄に掲げるもの         | 6.0 以上<br>8.5 以下     | 8mg/L 以下                | 100mg/L 以下          | 2mg/L 以上      | —                        |
| E                                                                                                              | 工業用水 3 級<br>環 境 保 全                     | 6.0 以上<br>8.5 以下     | 10mg/L 以下               | ごみ等の浮遊<br>が認められないこと | 2mg/L 以上      | —                        |
| 備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。<br>2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。<br>3 省略 |                                         |                      |                         |                     |               |                          |

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の  
水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4) 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度



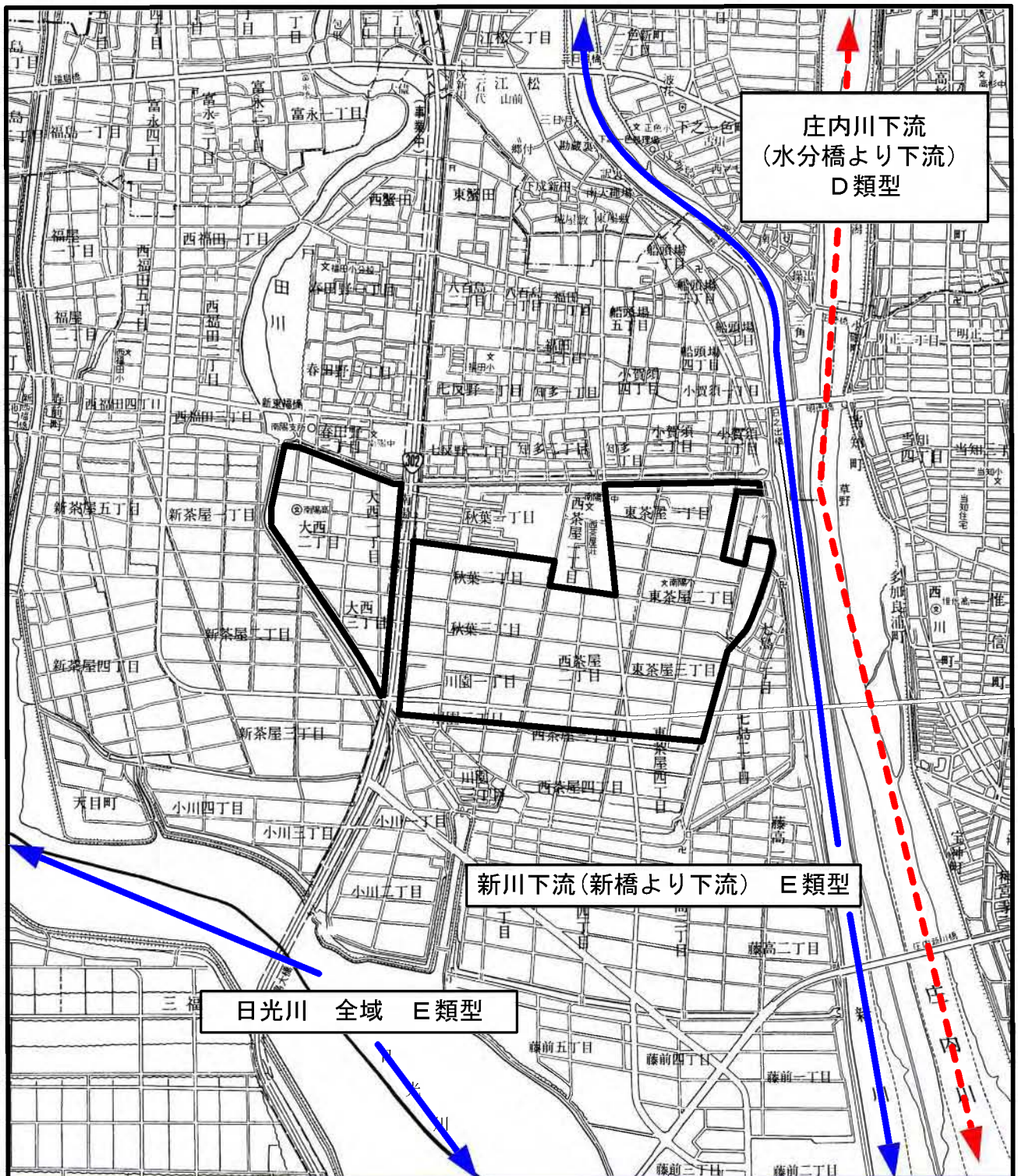


図 5.2.7- 2 公共用水域におけるタイプの指定状況

「名古屋都市計画区域図」(財団法人名古屋都市整備公社 平成15年8月発行)より作成

表 5.2.7- 3(3) 水質汚濁に係る環境基準

イ

| 項目<br>類型                             | 水生生物の生息状況の適応性                                              | 基 準 値       | 該当水域          |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------|---------------|
|                                      |                                                            | 全 亜 鉛       |               |
| 生物 A                                 | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                     | 0.03mg/L 以下 | 水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物特 A                                | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 |               |
| 生物 B                                 | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                        | 0.03mg/L 以下 |               |
| 生物特 B                                | 生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 |               |
| 備考<br>1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。） |                                                            |             |               |

出典：「官報：環境省告示第 123 号 平成 15 年 11 月 5 日」より作成

表 5.2.7- 4 公共用水域における類型の指定状況

| 水域             | 類型 | 達成期間                |
|----------------|----|---------------------|
| 庄内川下流（水分橋より下流） | D  | 直ちに達成               |
| 日光川（全域）        | E  | 5 年を超える期間で可及的速やかに達成 |
| 新川下流（新橋より下流）   | E  | 5 年を超える期間で可及的速やかに達成 |

出典：「平成 17 年版 環境白書（資料編）」（愛知県）より作成

エ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法等に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 5.2.7- 5 に示すとおりである。

表 5.2.7- 5 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号

| 項 目 名           | 基 準 値         |
|-----------------|---------------|
| カドミウム           | 0.01mg/L 以下   |
| 全シアン            | 検出されないこと      |
| 鉛               | 0.01mg/L 以下   |
| 六価クロム           | 0.05mg/L 以下   |
| 砒素              | 0.01mg/L 以下   |
| 総水銀             | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀          | 検出されないこと      |
| P C B           | 検出されないこと      |
| ジクロロメタン         | 0.02mg/L 以下   |
| 四塩化炭素           | 0.002mg/L 以下  |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L 以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.02mg/L 以下   |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1mg/L 以下      |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006mg/L 以下  |
| トリクロロエチレン       | 0.03mg/L 以下   |
| テトラクロロエチレン      | 0.01mg/L 以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/L 以下  |
| チウラム            | 0.006mg/L 以下  |
| シマジン            | 0.003mg/L 以下  |
| チオベンカルブ         | 0.02mg/L 以下   |
| ベンゼン            | 0.01mg/L 以下   |
| セレン             | 0.01mg/L 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10mg/L 以下     |
| ふっ素             | 0.8mg/L 以下    |
| ほう素             | 1mg/L 以下      |
| ダイオキシン類         | 1 pg-TEQ/L 以下 |

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が 当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3) ダイオキシン類については、平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号による。

出典：「平成 17 年版 環境白書(資料編)」(愛知県)より作成

オ 土壌の汚染に係る環境基準

環境基本法等に基づく土壌に係る環境基準は、表 5.2.7- 6 に示すとおりである。

表 5.2.7- 6 土壌の汚染に係る環境基準

平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号

| 項 目             | 環 境 上 の 条 件                                                          |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------|
| カドミウム           | 検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。         |
| 全シアン            | 検液中に検出されないこと。                                                        |
| 有機燐             | 検液中に検出されないこと。                                                        |
| 鉛               | 検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| 六価クロム           | 検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。                                           |
| 砒素              | 検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀             | 検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。                                         |
| アルキル水銀          | 検液中に検出されないこと。                                                        |
| P C B           | 検液中に検出されないこと。                                                        |
| 銅               | 農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。                            |
| ジクロロメタン         | 検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。                                           |
| 四塩化炭素           | 検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。                                          |
| 1,2-ジクロロエタン     | 検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。                                          |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。                                           |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。                                           |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 検液 1 L につき 1 mg 以下であること。                                             |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。                                          |
| トリクロロエチレン       | 検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。                                           |
| テトラクロロエチレン      | 検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。                                          |
| チウラム            | 検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。                                          |
| シマジン            | 検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。                                          |
| チオベンカルブ         | 検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。                                           |
| ベンゼン            | 検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| セレン             | 検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| ふっ素             | 検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。                                            |
| ほう素             | 検液 1 L につき 1mg 以下であること。                                              |
| ダイオキシン類         | 1,000pg-TEQ/g 以下であること。                                               |

注 1) ダイオキシン類については平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号による。

2) 土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、環境基準が達成されている場合であっても、必要な調査を実施することとする。

3) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が 当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「平成 17 年版 環境白書(資料編)」(愛知県)より作成

(2) 公害関係法令及び条例等に基づく地域地区の指定状況等

ア 大気汚染に係るもの

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく硫黄酸化物の一般排出基準に係るK 値（ばい煙発生施設から排出された硫黄酸化物が拡散され、地上に到達した時の最大着地地点の濃度を定数化したもの）は、名古屋市全体が 1.17 となっている。なお「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）（以下、「愛知県生活環境保全条例」という。）においても同様である。

硫黄酸化物については、名古屋市は、大気汚染防止法第 5 条の 2 第 1 項に規定する総量規制の指定地域となっている。また、愛知県生活環境保全条例第 26 条第 1 項に規定する総排出量規制区域となっている。

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）の施行により、平成 13 年 12 月から名古屋市は第 6 条第 1 項に規定する窒素酸化物及び第 8 条第 1 項に規定する粒子状物質の対策地域となっている。

また、名古屋市には表 5.2.7- 7 に示すように大気汚染に係る環境目標値が設定されている。

表 5.2.7- 7(1) 名古屋市の大気汚染に係る環境目標値（旧）

| 物質名<br>項目 | 二酸化硫黄<br>(SO <sub>2</sub> )                                                      | 二酸化窒素<br>(NO <sub>2</sub> )                              | 浮遊粒子状物質<br>(SPM)                                                                                              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境目標値     | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。<br>(昭和 49 年名古屋市告示第 184 号) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。<br>(昭和 54 年名古屋市告示第 41 号) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。<br>(昭和 60 年名古屋市告示第 360 号) |
| 地 域       | 名古屋市の全域                                                                          |                                                          |                                                                                                               |

注 1) 平成 17 年 7 月 28 日まで適用。

2) 名古屋市公害防止条例（昭和 48 年名古屋市条例第 1 号）による。

出典：「平成 17 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市）より作成

表 5.2.7- 7(2) 名古屋市の大気汚染に係る環境目標値

| 物質名<br>項目 | 二酸化窒素<br>(NO <sub>2</sub> )             | 浮遊粒子状物質<br>(SPM)                                                                                  | 光化学オキシ<br>ダント              | ベンゼン                                 |
|-----------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 環境目標値     | 1 時間値の 1 日平<br>均値が 0.04ppm 以<br>下であること。 | 1 時間値の 1 日平<br>均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以<br>下であり、かつ、1<br>時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup><br>以下であること。 | 1 時間値が 0.06ppm<br>以下であること。 | 年平均値が 3μg/m <sup>3</sup><br>以下であること。 |
| 地 域       | 名古屋市の全域                                 |                                                                                                   |                            |                                      |

注) 名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）による。

出典：「平成 17 年名古屋市告示第 402 号」より作成

#### イ 騒音に係るもの

名古屋市では、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）（以下、「名古屋市環境保全条例」という。）に基づき、特定建設作業に伴う騒音の基準が、表 5.2.7- 8 に示すとおり定められている。

表 5.2.7- 8(1) 騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業

| 特定建設作業の種類                                                                                                                            | 騒音規制法 | 名古屋市環境保全条例 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|
| 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）                                                       | ○     | ○          |
| 2 びょう打機を使用する作業                                                                                                                       | ○     | ○          |
| 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）                                                            | ○     | ○          |
| 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）                                                   | ○     | ○          |
| 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） | ○     | ○          |
| 6 バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業                                                                                               | ○     |            |
| 7 トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業                                                                                           | ○     |            |
| 8 ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業                                                                                              | ○     |            |
| 9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業                                                                    |       | ○          |
| 10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業                                                                                   |       | ○          |
| 11 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）                                                     |       | ○          |
| 12 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械にあっては原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業                     |       | ○          |
| 13 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業                                                                                                        |       | ○          |

出典：名古屋市環境保全条例施行細則別表第12、騒音規制法施行令別表第2より作成



表 5.2.7- 8(2) 騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく  
特定建設作業に係る騒音の基準

| 規制の種別            | 地域の区分 | 基 準 等                   |
|------------------|-------|-------------------------|
| 基準値              | ①②③   | 85dB を超えないこと            |
| 作業時間             | ① ③   | 午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと  |
|                  | ②     | 午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと |
| *1 日あたりの<br>作業時間 | ① ③   | 10 時間を超えないこと            |
|                  | ②     | 14 時間を超えないこと            |
| 作業期間             | ①②③   | 連続 6 日を超えないこと           |
| 作業日              | ①②③   | 日曜日その他の休日でないこと          |

注 1) 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を＊欄に定める時間未満 4 時間以上の間において 短縮させることを勧告・命令することができる。

3) 地域の区分

①地域：ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

イ 学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：①及び②に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く。）

出典：「名古屋市環境保全条例施行細則別表第 14」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）より作成



騒音規制法及び名古屋市環境保全条例には、騒音発生施設を設置する工場等において発生する騒音の規制基準が、表 5.2.7- 9 に示すとおり定められている。

表 5.2.7- 9 騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準

単位：dB

| <div>時間の区分</div> <div>地域の区分</div>                                  | 昼 間      | 朝・夕                  | 夜 間             |
|--------------------------------------------------------------------|----------|----------------------|-----------------|
|                                                                    | 8 時～19 時 | 6 時～8 時<br>19 時～22 時 | 22 時～<br>翌日 6 時 |
| 第 1 種低層住居専用地域<br>第 2 種低層住居専用地域<br>第 1 種中高層住居専用地域<br>第 2 種中高層住居専用地域 | 45       | 40                   | 40              |
| 第 1 種住居地域<br>第 2 種住居地域<br>準住居地域                                    | 50       | 45                   | 40              |
| 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域                                            | 65       | 60                   | 50              |
| 工業地域                                                               | 70       | 65                   | 60              |
| 工業専用地域                                                             | 75       | 75                   | 70              |
| その他の地域                                                             | 60       | 55                   | 50              |

出典：「名古屋市環境保全条例施行細則」（平成 15 年名古屋市規則第 117 号）より  
作成

名古屋市では騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度が、表 5.2.7-10 に示すとおり定められおり、事業実施区域及びその周辺の区域の区分は、図 5.2.7- 3 に示すとおりである。

表 5.2.7-10 騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度

| 区域の区分                                                 | 昼 間      | 夜 間         |
|-------------------------------------------------------|----------|-------------|
|                                                       | 6 時～22 時 | 22 時～翌日 6 時 |
| a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域                       | 65dB     | 55dB        |
| a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域                         | 70dB     | 65dB        |
| b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75dB     | 70dB        |

注 1) 区域の区分

- a 区域：第一種低層住居専用地域  
第二種低層住居専用地域  
第一種中高層住居専用地域  
第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域  
第二種住居地域  
準住居地域  
都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- c 区域：近隣商業地域  
商業地域  
準工業地域  
工業地域

2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

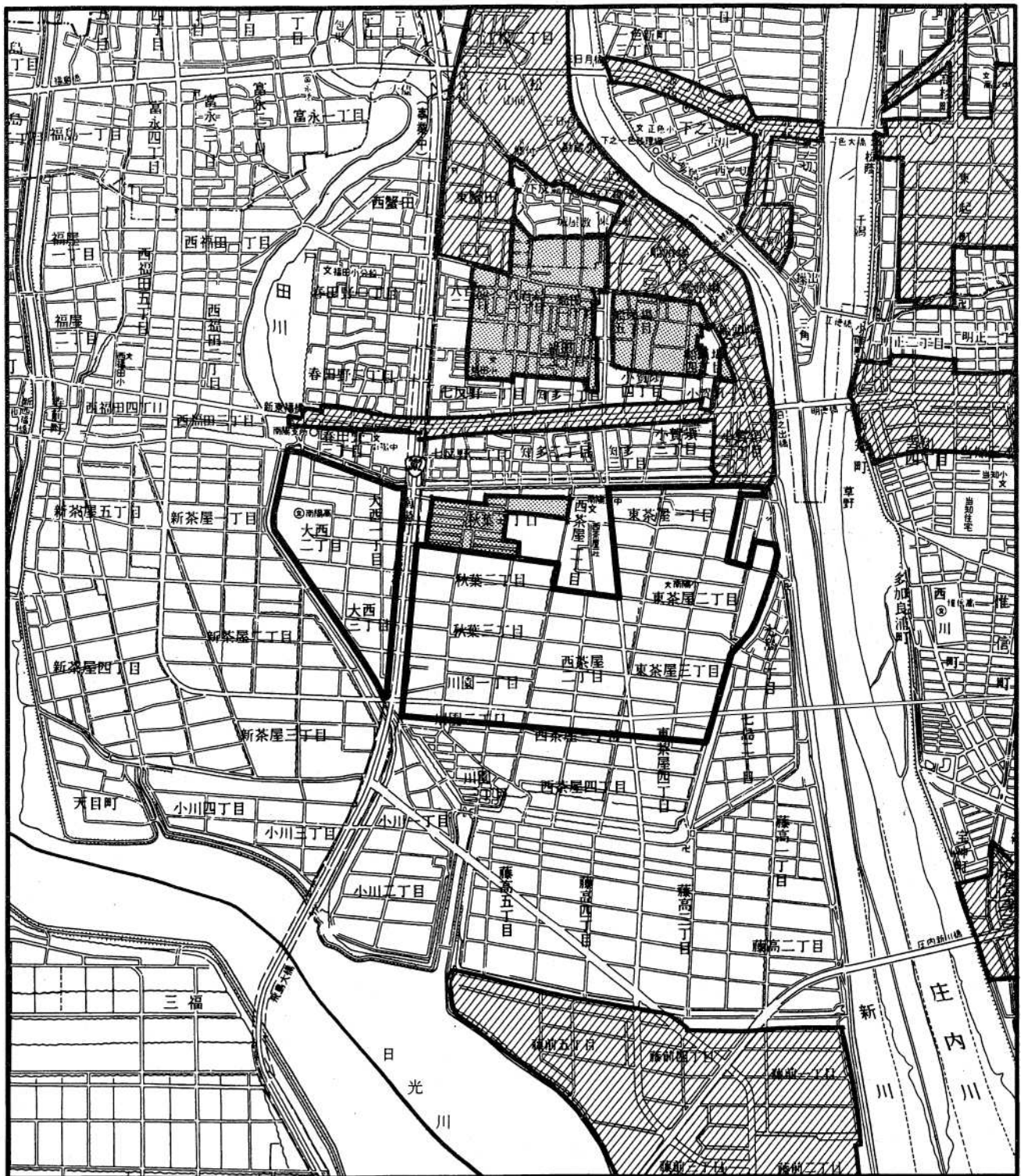
2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）

②一般自動車であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

出典：区域の区分については「平成 12 年名古屋市告示第 89 号」より作成



凡 例

○ 事業実施区域

■ a 区域

□ b 区域

▨ c 区域



0 1:25,000 1km

図 5.2.7- 3 自動車騒音の限度の区域の区分

「名古屋都市計画区域図」(財団法人名古屋都市整備公社 平成15年8月発行)より作成

ウ 振動に係るもの

名古屋市では、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び名古屋市環境保全条例に基づき、特定建設作業に伴う振動の基準が、表 5.2.7-11 に示すとおり定められている。

表 5.2.7-11 振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴う振動の基準

| 特定建設作業の種類                                                                                   |       | 振動規制法                   | 名古屋市環境保全条例 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------|------------|
| 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業                 |       | ○                       | ○          |
| 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業                                                                  |       | ○                       | ○          |
| 3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）            |       | ○                       | ○          |
| 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。） |       | ○                       | ○          |
| 規制の種別                                                                                       | 地域の区分 | 基準等                     |            |
| 基準値                                                                                         | ①②③   | 75dB を超えないこと            |            |
| 作業時間                                                                                        | ① ③   | 午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと  |            |
|                                                                                             | ②     | 午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと |            |
| *1 日あたりの作業時間                                                                                | ① ③   | 10 時間を超えないこと            |            |
|                                                                                             | ②     | 14 時間を超えないこと            |            |
| 作業期間                                                                                        | ①②③   | 連続 6 日を超えないこと           |            |
| 作業日                                                                                         | ①②③   | 日曜日その他の休日でないこと          |            |

注 1) 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2) 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を＊欄に定める時間未満 4 時間以上の間において 短縮させることを勧告・命令することができる。

3) 地域の区分

①地域：ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

イ 学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 m の区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：①及び②に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く。）

出典：「名古屋市環境保全条例施行細則別表第 13・別表第 14」、「振動規制法施行令別表第 2」及び「振動規制法施行規則別表第 1」より作成

振動規制法及び名古屋市環境保全条例には、振動発生施設を設置する工場等において発生する振動の規制基準が、表 5.2.7-12 に示すとおり定められている。

表 5.2.7-12 振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準

単位：dB

| <div>時間の区分</div> <div>地域の区分</div>                                  | 昼 間      | 夜 間         |
|--------------------------------------------------------------------|----------|-------------|
|                                                                    | 7 時～20 時 | 20 時～翌日 7 時 |
| 第 1 種低層住居専用地域<br>第 2 種低層住居専用地域<br>第 1 種中高層住居専用地域<br>第 2 種中高層住居専用地域 | 60       | 55          |
| 第 1 種住居地域<br>第 2 種住居地域<br>準住居地域                                    | 65       | 55          |
| 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域                                            | 65       | 60          |
| 工業地域                                                               | 70       | 65          |
| 工業専用地域                                                             | 75       | 70          |
| その他の地域                                                             | 65       | 60          |

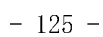
出典：「名古屋市環境保全条例施行細則」（平成 15 年名古屋市規則第 117 号）  
より作成

また、振動規制法第 16 条第 1 項に基づく指定地域内における道路交通振動の限度は、表 5.2.7-13 に示すとおり定められており、事業実施区域及びその周辺の区域の区分は、図 5.2.7- 4 に示すとおりである。

表 5.2.7-13 振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度

| 区域の区分   | 該当地域                                                                                      | 昼 間      | 夜 間         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------|
|         |                                                                                           | 7 時～20 時 | 20 時～翌日 7 時 |
| 第 1 種区域 | 第一種低層住居専用地域<br>第二種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域<br>第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域 | 65dB     | 60dB        |
| 第 2 種区域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域<br>都市計画区域で用途地域の定められていない地域                                 | 70dB     | 65dB        |

出典：「昭和 61 年名古屋市告示第 113 号」より作成



エ 悪臭に係るもの

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、名古屋市全域で規制地域に指定されている。敷地の境界線における特定悪臭物質の規制基準は、表 5.2.7-14 に示すとおりである。

また、アンモニア、硫化水素等の 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタン、硫化メチル等の 4 物質については排出水中の濃度に係る規制がされている。

表 5.2.7-14 特定悪臭物質の規制基準

単位：ppm

| 特定悪臭物質        | 規制基準（以下） |
|---------------|----------|
| アンモニア         | 1        |
| メチルメルカプタン     | 0.002    |
| 硫化水素          | 0.02     |
| 硫化メチル         | 0.01     |
| 二硫化メチル        | 0.009    |
| トリメチルアミン      | 0.005    |
| アセトアルデヒド      | 0.05     |
| プロピオンアルデヒド    | 0.05     |
| ノルマルブチルアルデヒド  | 0.009    |
| イソブチルアルデヒド    | 0.02     |
| ノルマルバレールアルデヒド | 0.009    |
| イソバレールアルデヒド   | 0.003    |
| イソブタノール       | 0.9      |
| 酢酸エチル         | 3        |
| メチルイソブチルケトン   | 1        |
| トルエン          | 10       |
| スチレン          | 0.4      |
| キシレン          | 1        |
| プロピオン酸        | 0.03     |
| ノルマル酪酸        | 0.001    |
| ノルマル吉草酸       | 0.0009   |
| イソ吉草酸         | 0.001    |

出典：「悪臭物質の排出規制地域及び悪臭物質の種類ごとの規制基準」  
（昭和 48 年名古屋市告示第 182 号）より作成



また、名古屋市環境保全条例第 45 条第 2 項の規定に基づき、工場又は事業場における事業活動に伴って発生する悪臭の排出を防止するための指導基準値を、表 5.2.7-15 のように定めている。

表 5.2.7-15 名古屋市の悪臭指導基準値

| 区域の区分        |                                                                                                       | 指導基準値 | 工場等の敷地の境界線における臭気指数 | 工場等の排出口から排出される臭気指数 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------|--------------------|
| 第 1 種<br>区 域 | 第 1 種低層住居専用地域<br>第 2 種低層住居専用地域<br>第 1 種中高層住居専用地域<br>第 2 種中高層住居専用地域<br>第 1 種住居地域<br>第 2 種住居地域<br>準住居地域 |       | 10                 | 25                 |
| 第 2 種<br>区 域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>未指定地域                                                                      |       | 13                 | 27                 |
| 第 3 種<br>区 域 | 工業地域<br>工業専用地域                                                                                        |       | 15                 | 30                 |

- 注 1) 区域の区分該当地域の欄中の各地域（未指定地域を除く。）は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。
- 2) 第 3 種区域内に所在し、その敷地が第 1 種区域と接している工場等については、第 2 種区域に係る指導基準値を適用とする。ただし、当該工場等の敷地境界で第 1 種区域に接しない部分については、第 3 種区域に係る工場等の敷地の境界線における臭気指数の指導基準値を適用する。

出典：「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）より作成

オ 水質汚濁に係るもの

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）では、特定事業場の排水について排水基準を定めている。

また、水質汚濁防止法第 4 条 2 第 1 項の規定により、伊勢湾に流入する地域における特定事業場に対して COD、窒素及びりんに係る総量規制基準が適用されている。

愛知県では県下全域を 7 水域に区分し、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定により、全国一律の排水基準より厳しい上乗せ排水基準を設定し、規制の強化を図っている。

さらに、名古屋市では表 5.2.7-16 に示す水質汚濁に係る環境目標値（平成 17 年名古屋市告示第 402 号）を設定している。

表 5.2.7-16(1) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（旧）  
市民の健康の保護に関する環境目標値（全市域）

| 項 目    | 目 標 値       |
|--------|-------------|
| カドミウム  | 0.01mg/L 以下 |
| シアン    | 検出されないこと    |
| 有機リン   | 検出されないこと    |
| 鉛      | 0.1mg/L 以下  |
| 六価クロム  | 0.05mg/L 以下 |
| ヒ素     | 0.05mg/L 以下 |
| 総水銀    | 検出されないこと    |
| アルキル水銀 | 検出されないこと    |
| P C B  | 検出されないこと    |

注 1) 平成 17 年 7 月 28 日まで適用。

2) 目標値は最高値とする。ただし、総水銀に係る目標値については、年間平均値とする。

3) 有機リンとは、メチルジメトン及び E P N をいう。

4) 「検出されないこと」とは、定量限界以下をいう。

5) 設定後直ちに達成され、維持されるよう努めるものとする。

6) 測定の実施は、水域の水量の多少を問わずに随時行い、適合の判断は水域ごとに固定点を設定し、その測定結果に基づき総合的に判断する。

7) 名古屋市公害防止条例（昭和 48 年名古屋市条例第 1 号）による。

出典：「平成 17 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市）より作成

表 5.2.7-16(2) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値

水の安全性に関する項目（全市域）

| 項 目 名           | 目 標 値         |
|-----------------|---------------|
| カドミウム           | 0.01mg/L 以下   |
| 全シアン            | 検出されないこと      |
| 鉛               | 0.01mg/L 以下   |
| 六価クロム           | 0.05mg/L 以下   |
| 砒素              | 0.01mg/L 以下   |
| 総水銀             | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀          | 検出されないこと      |
| P C B           | 検出されないこと      |
| ジクロロメタン         | 0.02mg/L 以下   |
| 四塩化炭素           | 0.002mg/L 以下  |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L 以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.02mg/L 以下   |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1mg/L 以下      |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006mg/L 以下  |
| トリクロロエチレン       | 0.03mg/L 以下   |
| テトラクロロエチレン      | 0.01mg/L 以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/L 以下  |
| チウラム            | 0.006mg/L 以下  |
| シマジン            | 0.003mg/L 以下  |
| チオベンカルブ         | 0.02mg/L 以下   |
| ベンゼン            | 0.01mg/L 以下   |
| セレン             | 0.01mg/L 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10mg/L 以下     |
| ふっ素             | 0.8mg/L 以下    |
| ほう素             | 1mg/L 以下      |

注 1) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2) 名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）による。

出典：「平成 17 年名古屋市告示第 402 号」より作成

表 5.2.7-16(3) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（旧）

生活環境の確保に関する環境目標値

| 地 域<br>項 目       |                     | 河 川                 |                                     |                  |
|------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------------|------------------|
|                  |                     | A                   | B                                   | C                |
| 目<br>標<br>値      | 水素イオン濃度<br>(pH)     | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 6.5 以上<br>8.5 以下                    | 6.5 以上<br>8.5 以下 |
|                  | 生物化学的酸素要求量<br>(BOD) | 5mg/L<br>以下         | 8mg/L<br>以下                         | 10mg/L<br>以下     |
|                  | 浮遊物質<br>(SS)        | 25mg/L<br>以下        | 30mg/L<br>以下                        | 40mg/L<br>以下     |
|                  | 溶存酸素量<br>(DO)       | 5mg/L<br>以上         | 3mg/L<br>以上                         | 2mg/L<br>以上      |
| 補<br>助<br>指<br>標 | 透視度                 | 20 度以上              | 10 度以上                              | 10 度以上           |
|                  | 生物指標                | モロコ類<br>タナゴ類<br>川エビ | コイ<br>メダカ<br>ドジョウ<br>オイカワ<br>(シラハエ) | フナ<br>マナマズ       |
|                  | 総合汚染度 (S)           | 15 未満<br>きれい        |                                     | 20 未満<br>少し汚れている |

注 1) 平成 17 年 7 月 28 日まで適用。

2) 目標値は、日間平均値とする。

3) 補助指標は、目標値の示す水質状態を理解するための参考とする。

4) 総合汚染度とは、河川の汚濁の変化についての総合汚染度標示法により透視度、浮遊物質、  
よう素消費量、大腸菌群数 (MPN) の 4 項目について変換図を利用して各項目を化学的酸素  
要求量の値に変換し、これと化学的酸素要求量の実測値との合計を算術平均したものである。  
総合汚染度を S とすると総合汚染度は次の式により算出される

$$S = \frac{1}{5} (Q1 + Q2 + Q3 + Q4 + Q5)$$

この式において、Q1、Q2、Q3、Q4 及び Q5 はそれぞれ化学的酸素要求量に変換され  
た透視度、浮遊物質、よう素消費量及び大腸菌群数 (MPN) 並びに化学的酸素要求量  
の実測値をあらわすものとする。

5) 昭和 56 年を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。

6) 測定の実施は、水域が通常の状態にある場合に行い、適合の判断は水域ごとに固定点を設定  
し、その測定結果に基づき総合的に判断する。

7) 名古屋市公害防止条例（昭和 48 年名古屋市条例第 1 号）による。

出典：「平成 17 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市）より作成

表5. 2. 7-16(4) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値

水質汚濁に関する項目

| 水 域      |                  | 河 川              |                         |                          |
|----------|------------------|------------------|-------------------------|--------------------------|
| 区 分      |                  | ☆☆☆              | ☆☆                      | ☆                        |
| 親水のイメージ  |                  | 川に入っの遊びが楽しめる     | 水際での遊びが楽しめる             | 岸辺の散歩が楽しめる               |
| 水質目標値    | 水素イオン濃度 (pH)     | 6.5 以上<br>8.5 以下 |                         |                          |
|          | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 3mg/L 以下         | 5mg/L 以下                | 8mg/L 以下                 |
|          | 浮遊物質 (SS)        | 10mg/L 以下        | 15mg/L 以下               | 20mg/L 以下                |
|          | 溶存酸素量 (DO)       | 5mg/L 以上         |                         | 3mg/L 以上                 |
|          | ふん便性大腸菌群数        | 1000 個/100mL 以下  |                         |                          |
| 親しみやすい指標 | 透視度 (cm)         | 70 以上            | 50 以上                   | 30 以上                    |
|          | 水のにおい            | 顔を近づけても不快でないこと。  | 水際に寄っても不快でないこと。         | 橋や護岸で不快でないこと。            |
|          | 水の色              | 異常な着色のないこと       |                         |                          |
|          | 水量               | 流れのあること          |                         |                          |
|          | ごみ               | ごみのないこと          |                         |                          |
|          | 生物指標             | 淡水域              | アユ、モロコ類、ヒラタカゲロウ類、ハグロトンボ | カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類、シマトビケラ類 |
|          |                  | 汽水域              | マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ       | フナ類、イトトンボ類、ミズムシ(甲殻類)、ヒル類 |

注 1) 水質目標値は、日間平均値とする。

2) BODの年間評価については、75%水質値によるものとする。

3) 名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）による。

出典：「平成17年名古屋市告示第402号」より作成

表5.2.7-16(5) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）（旧）

| 地域区分 |   | 地域                                                                                                                        |
|------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 河川   | A | 天白川上流部（天白橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）及びこれらに流入する公共用水域                                        |
|      | B | 天白川下流部（天白橋から下流の水域に限る。）、扇川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、庄内川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域 |
|      | C | 大江川（全域）、新堀川（全域）、堀川（全域）、中川運河（全域）、荒子川（全域）及びこれらに流入する公共用水域                                                                    |

注1) 平成17年7月28日まで適用。

2) 名古屋市公害防止条例（昭和48年名古屋市条例第1号）による。

出典：「平成17年版 名古屋市環境白書」（名古屋市）より作成

表5.2.7-16(6) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）

| 水域 | 区分  | 親水のイメージ       | 地域                                                                                                                                                                          |
|----|-----|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 河川 | ☆☆☆ | 川に入っでの遊びが楽しめる | 荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）                                                          |
|    | ☆☆  | 水際での遊びが楽しめる   | 堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、天白川（全域）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）                                                         |
|    | ☆   | 岸辺の散歩が楽しめる    | 荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、香流川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）、鞍流瀬川（全域）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。） |

注）名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）による。

出典：「平成17年名古屋市告示第402号」より作成

#### カ 底質に係るもの

「底質の暫定除去基準について」により定められた水銀及びP C Bを含む底質の除去基準は、表 5.2.7-17 に示すとおりである。

表5.2.7-17 底質の除去基準

| 項 目   | 基 準 値                      |
|-------|----------------------------|
| 総水銀   | 底質の乾燥重量当たり 25ppm 以上（河川、湖沼） |
| P C B | 底質の乾燥重量当たり 10ppm 以上        |

出典：「底質の暫定除去基準について」（昭和50年10月28日 環水管第119号）より作成

#### キ 土壤汚染に係るもの

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）では土壤汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図っている。

事業実施区域周辺には「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）に基づく農用地土壤汚染対策地域の指定はされていない。

名古屋市環境保全条例では、特定有害物質等取扱事業者（面積 500m<sup>2</sup>以上の土地の改変）、大規模土地改変者（面積 3000m<sup>2</sup>以上の土地の改変）に対し土壤もしくは履歴の調査・報告を義務付けている。また、表 5.2.7-18 ～5.2.7-20 に示す土壤汚染等処理基準（土壤溶出量基準、土壤含有量基準、地下水基準）に適合しない場合には拡散防止措置を義務付けている。

表 5. 2. 7-18 土壌溶出量基準

| 特定有害物の種類         | 土 壌 溶 出 量 基 準                                        |
|------------------|------------------------------------------------------|
| カドミウム及びその化合物     | 検液 1 L につきカドミウム 0. 01mg 以下であること。                     |
| 六価クロム化合物         | 検液 1 L につき六価クロム 0. 05mg 以下であること。                     |
| シマジン             | 検液 1 L につき 0. 003mg 以下であること。                         |
| シアン化合物           | 検液中にシアンが検出されないこと。                                    |
| チオベンカルブ          | 検液 1 L につき 0. 02mg 以下であること。                          |
| 四塩化炭素            | 検液 1 L につき 0. 002mg 以下であること。                         |
| 1, 2-ジクロロエタン     | 検液 1 L につき 0. 004mg 以下であること。                         |
| 1, 1-ジクロロエチレン    | 検液 1 L につき 0. 02mg 以下であること。                          |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 検液 1 L につき 0. 04mg 以下であること。                          |
| 1, 3-ジクロロプロペン    | 検液 1 L につき 0. 002mg 以下であること。                         |
| ジクロロメタン          | 検液 1 L につき 0. 02mg 以下であること。                          |
| 水銀及びその化合物        | 検液 1 L につき水銀 0. 0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。 |
| セレン及びその化合物       | 検液 1 L につきセレン 0. 01mg 以下であること。                       |
| テトラクロロエチレン       | 検液 1 L につき 0. 01mg 以下であること。                          |
| チウラム             | 検液 1 L につき 0. 006mg 以下であること。                         |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液 1 L につき 1 mg 以下であること。                             |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液 1 L につき 0. 006mg 以下であること。                         |
| トリクロロエチレン        | 検液 1 L につき 0. 03mg 以下であること。                          |
| 鉛及びその化合物         | 検液 1 L につき鉛 0. 01mg 以下であること。                         |
| 砒素及びその化合物        | 検液 1 L につき砒素 0. 01mg 以下であること。                        |
| ふっ素及びその化合物       | 検液 1 L につきふっ素 0. 8mg 以下であること。                        |
| ベンゼン             | 検液 1 L につき 0. 01mg 以下であること。                          |
| ほう素及びその化合物       | 検液 1 L につきほう素 1mg 以下であること。                           |
| ポリ塩化ビフェニル        | 検液中に検出されないこと。                                        |
| 有機りん化合物          | 検液中に検出されないこと。                                        |

出典：「名古屋市環境保全条例施行細則別表第 18」より作成

表 5. 2. 7-19 土壌含有量基準

| 特定有害物の種類     | 土 壌 含 有 量 基 準                   |
|--------------|---------------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 土壌 1 kg につきカドミウム 150mg 以下であること。 |
| 六価クロム化合物     | 土壌 1 kg につき六価クロム 250mg 以下であること。 |
| シアン化合物       | 土壌 1 kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。  |
| 水銀及びその化合物    | 土壌 1 kg につき水銀 15mg 以下であること。     |
| セレン及びその化合物   | 土壌 1 kg につきセレン 150mg 以下であること。   |
| 鉛及びその化合物     | 土壌 1 kg につき鉛 150mg 以下であること。     |
| 砒素及びその化合物    | 土壌 1 kg につき砒素 150mg 以下であること。    |
| ふっ素及びその化合物   | 土壌 1 kg につきふっ素 4000mg 以下であること。  |
| ほう素及びその化合物   | 土壌 1 kg につきほう素 4000mg 以下であること。  |

出典：「名古屋市環境保全条例施行細則別表第 19」より作成



表 5. 2. 7-20 地下水基準

| 特定有害物の種類         | 地 下 水 基 準                                   |
|------------------|---------------------------------------------|
| カドミウム及びその化合物     | 1 Lにつきカドミウム 0.01mg 以下であること。                 |
| 六価クロム化合物         | 1 Lにつき六価クロム 0.05mg 以下であること。                 |
| シマジン             | 1 Lにつき 0.003mg 以下であること。                     |
| シアン化合物           | シアンが検出されないこと。                               |
| チオベンカルブ          | 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。                      |
| 四塩化炭素            | 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。                     |
| 1, 2-ジクロロエタン     | 1 Lにつき 0.004mg 以下であること。                     |
| 1, 1-ジクロロエチレン    | 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。                      |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 1 Lにつき 0.04mg 以下であること。                      |
| 1, 3-ジクロロプロペン    | 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。                     |
| ジクロロメタン          | 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。                      |
| 水銀及びその化合物        | 1 Lにつき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。 |
| セレン及びその化合物       | 1 Lにつきセレン 0.01mg 以下であること。                   |
| テトラクロロエチレン       | 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。                      |
| チウラム             | 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。                     |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 Lにつき 1 mg 以下であること。                        |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。                     |
| トリクロロエチレン        | 1 Lにつき 0.03mg 以下であること。                      |
| 鉛及びその化合物         | 1 Lにつき鉛 0.01mg 以下であること。                     |
| 砒素及びその化合物        | 1 Lにつき砒素 0.01mg 以下であること。                    |
| ふっ素及びその化合物       | 1 Lにつきふっ素 0.8mg 以下であること。                    |
| ベンゼン             | 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。                      |
| ほう素及びその化合物       | 1 Lにつきほう素 1mg 以下であること。                      |
| ポリ塩化ビフェニル        | 検出されないこと。                                   |
| 有機りん化合物          | 検出されないこと。                                   |

出典：「名古屋市環境保全条例施行細則別表第 20」より作成

#### ク 地盤沈下に係るもの

事業実施区域周辺は、「名古屋市環境保全条例」（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）に基づき、地下水の揚水規制が実施されている。また、同条例に基づき、地下水のゆう出を伴う掘削工事については届け出及びゆう出量等の報告が義務づけられている。

#### ケ 公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、愛知地域公害防止計画を平成 13 年度から平成 17 年度までを計画期間として策定している。主要課題は「都市地域における大気汚染対策」、「交通公害対策」、「都市内河川の水質汚濁対策」、「油ヶ淵の水質汚濁対策」、「伊勢湾の水質汚濁対策」、「廃棄物・リサイクル対策（新規）」である。公害防止のための施策として、発生源等に対する各種規制及び監視の強化・充実、下水道の整備、廃棄物処理施設の整備、河川・港湾のしゅんせつ、農用地土壌汚染対策、監視測定施設の整備等の公害対策事業や、公園緑地等の整備、交通対策、地盤沈下対策等の公害関連事

業を実施している。

#### コ 環境基本計画

愛知県では「愛知県環境基本条例」（平成 7 年愛知県条例第 1 号）に基づき、長期的には 2025 年頃、短中期的には 2010 年度を目途とした「愛知県環境基本計画」を平成 14 年 9 月に改定している。

また、名古屋市では「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、平成 22 年度を目標年度とした「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に策定している。

### (3) 自然環境法令による指定状況

#### ア 自然公園法等による指定状況

事業実施区域周辺には「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び、「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年条例第 7 号）に基づく公園は、指定されていない。

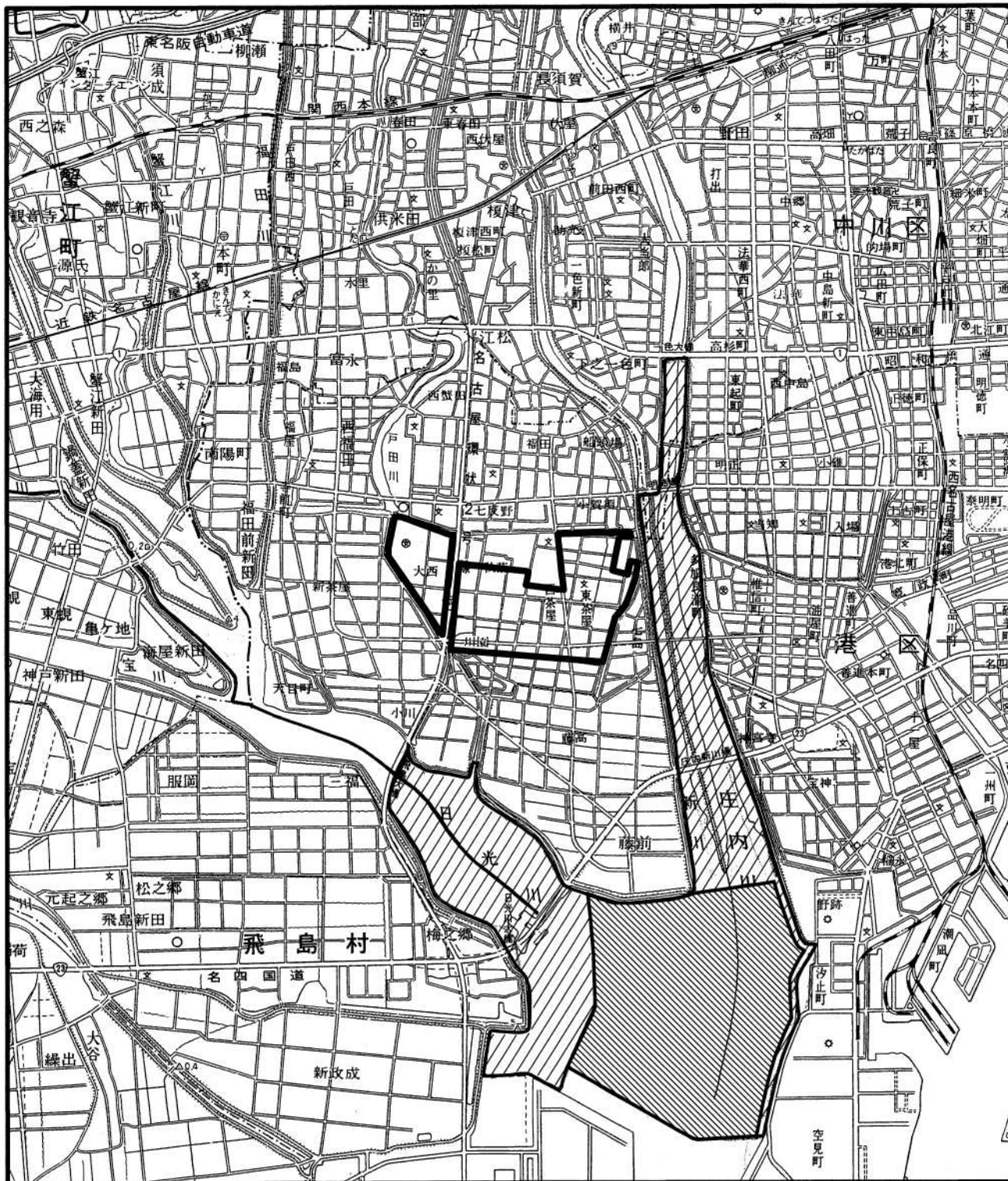
#### イ 自然環境保全法等による指定状況

事業実施区域周辺には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域は、指定されていない。

#### ウ 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）による指定状況

事業実施区域及びその周辺には図 5.2.7- 5 に示すとおり国設藤前干潟鳥獣保護区が指定されており、一部は特別保護地区となっている。名古屋市全域では銃猟禁止区域が指定されている。

なお、特別保護地区は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（一般に「ラムサール条約」と呼ばれる。）の登録湿地となっている。



凡 例

○ 事業実施区域

▨ : 鳥獣保護区

▨ : 特別保護地区  
(ラムサール条約登録湿地)



0 1:50,000 2km

図 5.2.7- 5 鳥獣保護区

出典:「平成15年度愛知県鳥獣保護区等位置図」より作成

「名古屋都市計画区域図」(財団法人名古屋都市整備公社 平成14年4月発行)より作成

エ 「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）による指定状況

事業実施区域周辺には「文化財保護法」により指定された名勝、天然記念物はない。

オ 風致地区・緑地保全地区等の指定状況

事業実施区域周辺には「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく風致地区は、指定されていない。

また、事業実施区域周辺には「都市緑地保全法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地区は指定されていない。

カ 都市緑地保全法第 2 条第 2 項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

名古屋市では、「名古屋市みどりの基本計画」を策定し、当面の目標年次を平成 22 年度として以下の目標を定めて緑化の推進を図っている。

- ① 市民生活の視点を大切にし市民・企業・行政の「協働」によって、「快適空間都市～花・水・緑 なごや～」をつくります。
- ② 将来の望ましい姿として、身近なみどりと都市の骨格となるみどりを育て、市域面積の 30%をみどりにします。
- ③ 将来の望ましい姿として、みどりの拠点となる都市公園等の面積を 1 人当たり 15 m<sup>2</sup>とします。当面平成 22 年度までに、1 人当たり 10 m<sup>2</sup>を目標とします。

キ 景観

名古屋市では、昭和 59 年 3 月に「名古屋都市景観条例」制定し、昭和 62 年 3 月に「名古屋市都市景観基本計画」を策定している。

「都市景観基本計画」では、重点的に優れた都市景観を創造・保全する必要がある 19 地区を重点的地区とし、その中から順次、都市景観整備地区として指定し、景観整備を図っていくことを定めている。

現在、久屋大通地区、名古屋駅地区、築地地区、広小路・大津通地区、四谷・山手通地区及び今池地区の 6 地区が指定されている。

(4) その他の事項

平成 16 年度における公害の苦情件数は表 5.2.7-21 に示すとおりであり、港区では、総数で 286 件、大気汚染（ばい煙）101 件、悪臭 84 件、騒音 69 件である。

表 5.2.7-21 公害の苦情件数

| 公害の種類 |     | 総 数   | 港 区 |
|-------|-----|-------|-----|
| 総数    |     | 2,503 | 286 |
| 大気汚染  | ばい煙 | 668   | 101 |
|       | 粉じん | 150   | 13  |
| 水質汚濁  |     | 104   | 10  |
| 土壌汚染  |     | 8     | 0   |
| 騒音    |     | 703   | 69  |
| 振動    |     | 139   | 8   |
| 地盤沈下  |     | 2     | 0   |
| 悪臭    |     | 640   | 84  |
| その他   |     | 89    | 1   |

出典：「平成 17 年版 名古屋市環境白書(資料編)」(名古屋市)より作成

## 8 廃棄物等に係る関係法令等

建設工事に伴う副産物には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)」が適用される。

名古屋市では「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成 4 年名古屋市条例第 46 号)により、ごみの減量、再資源化を促進している。

また、2010 年を目標年度として「名古屋市第 3 次一般廃棄物処理基本計画」を平成 14 年に策定し、循環型社会への施策を進めている。